

農業集落排水整備推進交付金事業	事業主体 市町村 一部事務組合	所管課班 農村整備課 農村環境整備班
-----------------	-----------------------	--------------------------

## 趣 旨

農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び地域自主戦略交付金交付要綱に基づき実施した農業集落排水事業に係る維持管理経費及び起債の元利償還財源等として（建設事業の財源（修繕等積立金を除く）に充当することはできない。）、予算の範囲内において農業集落排水整備推進交付金を交付する。

## 対象団体

農業集落排水事業を実施した市町村及び一部事務組合

## 交付対象等

区 分	交付金算定基準経費	単年度当たりの交付額	交付期間
<b>通常分</b> 平成22年度以降に事業採択された地区	市町村及び一部事務組合が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額 （事務費を除く。）	交付金算定基準経費の1%以内の額を交付期間で除した額	事業着手年度から事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし、7年を超える場合にあつては、7年とする。
<b>通常分</b> 平成13年度以降に事業採択された地区	市町村及び一部事務組合が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額 （事務費を除く。）	交付金算定基準経費の15%以内の額を交付期間で除した額	事業着手年度から事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし、7年を超える場合にあつては、7年とする。
<b>特認分</b> 平成12年度以前に事業採択された地区	平成13年度以降に市町村が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額（事務費を除く。）	交付金算定基準経費の18%以内（平成12年度採択地区にあつては、15%以内）の額を交付期間で除した額	平成13年度以降事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし、7年を越える場合にあつては、7年とする。

- (注) 1 交付金の交付始期は、国庫補助事業完了年度の翌年度からとする。  
 2 「単年度当たり交付額」の欄において、政令指定都市にあつては、交付金算定基準経費の1%以内とする。  
 3 特認分の交付金算定基準経費の欄は、平成12年度国庫債務負担行為分を含む。